

## 令和9～11年度武雄市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査基準

### 1 基本的な考え方

業務の受託者の決定にあたっては、「武雄市外国語指導助手派遣業務仕様書」などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から各提案者の次の審査項目について、審査して受託候補者の順位づけを行う。

- 2 審査項目及び配点審査は、審査項目別に次のように配点する。なお、価格については、見積限度額の範囲内で、安価な順に10点、8点、6点、4点、2点で評価する。

| 審査項目        | 配点  |
|-------------|-----|
| ①英語教育の考え方   | 10  |
| ②派遣実績       | 10  |
| ③ALTの管理運営体制 | 15  |
| ④サポート体制     | 15  |
| ⑤危機管理体制     | 10  |
| ⑥ALTの採用     | 15  |
| ⑦ALTの研修     | 15  |
| 小計          | 90  |
| ⑧価格         | 10  |
| 合計          | 100 |

### 3 各項目の審査の視点

#### (1) 英語教育の考え方

- ・会社理念、方針が本市の求める業務内容に適しているか。
- ・新学習指導要領に基づいた学習活動において、ALTの効果的な活用が可能か。

#### (2) 派遣実績

- ・過去3年間で他自治体への派遣実績があるか。

#### (3) ALTの管理運営体制

- ・ALTの労務管理や業務評価が適切になされているか。
- ・勤務時間外のALTの行動・守秘義務等について適切に管理指導がなされているか。
- ・連絡網が明確になっており、市の指示が迅速にALTに周知できる体制になっているか。(休日等を含む)

(4) サポート体制

- ・A L Tの採用から配置先で業務を開始するまでの期間、生活面のサポートが充実しているか。
- ・コーディネーターによるA L T及び学校、教育委員会へのサポートが充実しており、教材の提供等ができるか。

(5) 危機管理体制

- ・不測の事態（入院や退職、交通事故、災害等）が生じた場合の危機管理体制がとれており、欠員に対するバックアップが十分できるか。

(6) 外国語指導助手の採用

- ・A L Tの採用体制、採用方法は本市が求める業務の実施に適しているか。
- ・A L Tを採用する際にどのような基準で採用しているのか。（英語の発音、アクセント、日本語能力等）
- ・A L Tが雇用期間中、継続して勤務できるような雇用となっているか。

(7) 研修

- ・採用から学校配置までの間にオリエンテーションや事前研修を適切に実施しているか。
- ・学校配置後も定期的に本市の外国語・英語教育に沿った研修を実施しているか。

(8) 価格

- ・受託予定価格。

4 評価点数

評価の際には、各項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する基準となる点数を設け、当該項目の得点とする。

| 評価      | 配点が5点の場合 | 配点が10点の場合 |
|---------|----------|-----------|
| 大変優れている | 5        | 10        |
| 優れている   | 4        | 8         |
| 普通      | 3        | 5         |
| 劣る      | 1        | 2         |
| 大変劣る    | 0        | 0         |

## 5 受託候補者の決定方法

選考委員の採点により、次の条件に従い順次選定する。ただし、全選考委員の合計得点を人数で割った得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者とししない。

### 【選定順】

- ① 全選考委員の合計得点を人数で割った得点が最高得点の者
- ② 最高得点の者が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

## 6 その他留意事項

- (1) 選考委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局に連絡するものとする。
- (2) 評価については、提案審査の当日に行うものとする。
- (3) 提案書審査及びプレゼンテーションにおいては、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。